

第6回鴻巣市議会議員政治倫理審査会

日 時：令和3年8月23日（月）

午前9時

場 所：市役所5階 理事者控室

次 第

1 審査結果報告書（案）について

2 その他

配付資料

- ・ 次第
- ・ 審査請求書（写し）
- ・ 鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書の一部訂正について（写し）
- ・ 鴻巣市議会議員政治倫理審査結果報告書（案）
- ・ 鴻巣市議会議員政治倫理審査会における審査の経過及び結果（案）
- ・ 附帯意見（案）
- ・ 鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書の差し戻し要請書（写し）



様式第3号(第3条関係)

鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書(議員用)

令和 3 年 6 月 15 日

鴻巣市議会議長 様

審査請求代表者

鴻巣市議会議員

氏名 加藤 英樹

鴻巣市議会議員政治倫理条例第7条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

- 1 審査請求の対象となる議員名 阿部慎也議員、羽鳥健議員、中野昭議員
- 2 違反していると認められる政治倫理基準又は請負の契約に関する遵守事項
該当条項 鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条(6)(7)(8)
- 3 政治倫理基準又は請負の契約に関する遵守事項に反する疑いの内容
上記3名会派発行の通信において、条例違反の疑い。別紙参照。
- 4 政治倫理基準又は請負の契約に関する遵守事項に違反する疑いがあることを証する書類等

鴻巣市議会議員政治倫理条例第7条第1項第2号の規定に基づき、阿部慎也議員、羽鳥健議員、中野昭議員に係る審査を請求するために署名します。

鴻巣市議会議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

田中 克美

小泉 晋史

織田 京子

金子 雄一

市川 徳宏

野本 寛司

坂本 国広

荻野 和好

橋本 稔

川崎 菜子

永沼 博昭

金澤 孝太郎

鴻巣市議会議員 大塚佳之 様

鴻巣市議会議員政治倫理審査請求理由

去る4月末日、新聞折込された「チームコスモス通信 令和3年4月臨時号」(以下コスモス通信)において、事実との相違や根拠不明な点、名誉毀損にあたる内容があり、市民からの信頼や信用を失墜されかねない行為がみられました。

本市においては、令和2年6月定例会において、鴻巣市議会議員政治倫理条例を改正し、事実に基づく発信を行うことや他者の名誉を傷つける行為の禁止を明確に行なったところです。改正から1年も経たずに、本行為を行なったことは、会派チームコスモスと所属議員である、羽鳥健議員、中野昭議員、阿部慎也議員に対して議員としての資質を疑わざるをえません。市議会の品位を傷つける重大な行為を行なったと考えています。また、本行為については、鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条(6)(7)(8)に違反していると考えています。

鴻創会、こうのす自民、公明党、かいえんたいの4会派としては、令和3年5月13日に金子前議長に対して遺憾の意を示したところであります。また、鴻巣市長からも5月28日付で議長に対し、「会派の広報用発行物について」という文書にて事実相違等が示されていますが、その内容も我々が問題視している点と同様の見解も含まれておりました。

本件については、不適切と認識した以下指摘事項を政治倫理審査会にて事実確認を行なっていただき、条例違反が認められた場合は、羽鳥健議員、中野昭議員、阿部慎也議員に対して厳正なる措置を行っていただくことを期待します。

記

指摘事項

1 コスモス通信 裏面の左上、「たしか市長と K 工業の元社長、現在は会長さんですかね?(中略)もっばら評判です。」の部分は、令和3年3月18日開催の議会運営委員会により、不適切な発言として、チームコスモスの中野昭議員も含めて、発言の取消が妥当との結論となり、阿部慎也議員においても議場にて発言の取消をしたにも関わらず、コスモス通信に記載している行為は、議会の決定事項を軽視していることに加え、議会に対する市民の信頼を失墜するものとする。よって、鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条(6)(7)に違反しているとする。

2 コスモス通信 表紙側の「議会と執行部の正常化を取り戻す動議否決される!」の部分で、コスモス通信では「質問しました」と記載しているが、実際は阿部慎也議員による不規則発言であった。この不規則発言について令和3年3月22日に議会運営委員会が開かれ、チームコスモスの中野昭議員以外は全員が不規則発言と認定し、本人も不規則発言と認め、発言の取消を行なっているにもかかわらず、あたかも市議会や市執行部が悪いように表現することは、議会決議に対する冒瀆であり、市議会の品位を損ねているものと考えられる。また、事実とかけ離れた表現をすることはあってはならないものである。

以上の点から、鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条(6)(7)に違反していると考えられる。

3 裏面 【3密は回避・親密にならないように!】の本文中「尚、太字の部分は議会運営委員会の決定として野本恵司委員長・加藤英樹副委員長が発言の取消を迫りました。」とあるが、発言の取消については令和3年3月22日開催の議会運営委員会の決定であり、議長応接室にて議会事務局職員の同席のもとで当該2名は決定があったことを伝えたが、迫ってはいない。

逆に、阿部慎也議員は両名を鋭く睨み付け、恐怖を感じたところである。阿部慎也議員は、同じ市議会議員に対しても時に「口のきき方に気をつけろ」というような怒号を発する人物であり、普段より恐怖を感じている議員や職員が阿部慎也議員に「迫る」ということはありえない。

上記の「野本恵司委員長・加藤英樹副委員長が発言の取り消しを迫った」という件は、事実と相違し、個人の名誉毀損をしているため、鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条(7)(8)に違反していると考えられる。

4 コスモス通信 裏面 「札束を懐に入れるのが入札ではありません!」という表現については、市のおこなう入札について不信感をいだかせる不適切な表現と言わざるを得ないが、市議会の代表者会議におけるチームコスモス代表の見解としては、「読者には小学生もおり、小学生にとっては入札という用語が理解できないだろうから、入札は札束を入れるものではないというのをわかりやすく表現した」との趣旨の発言をしているが、これは詭弁と言わざるを得ず許されるものではない。

よって鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条(6)(8)に違反していると考えられる。

以上

鴻巣市議会・会派

チームコスモス通信

チームコスモスは一丸となって、皆様より負託されたチェック機能を行使します。

令和3年4月臨時号

【発行者】鴻巣市議会
チームコスモス
会派代表 羽鳥 博
〒365-0014 鴻巣市扇島3446
電話048-569-0732

知らずとも 読めば答えが見えてくる

議会と疑界・執行部と失効部、正しいのはどっちかな？

3月定例会は去る2月24日から3月22日までの27日間で行われました。今回の3月定例会報告では、特別養老ホーム建設計画白紙に伴う市長の政治的・道義的責任、コロナ禍における鴻巣市コウノトリ野生保護センター設置問題、教育長人事について報告します。

特養ホーム白紙撤回は地元住民の献身的な活動の成果

（仮称）第二郡部の特別養護老人ホーム建設計画が社会福祉法人こうのとり福祉会（以下事業者と呼称）の地元住民に対する不誠実な対応と建設予定地が扇口和久鴻巣市長の土地ということから、地元住民の理解が得られず、事業者は令和元年7月31日に埼玉県に提出した建設計画申請書を令和3年1月15日、取り下げました。これにより（仮称）第二郡部の特別養護老人ホーム建設計画は白紙となりました。

こうなった背景には先に述べた通り事業者の地元住民に対する不誠実な対応と建設予定地が現職市長の土地であったことに加え、マスコミ関係者が大々的に取り上げられたことにあるかと推測します。こうしたことが本年1月9日～12日の間に行われた市長の取次官会客先住民を対面した建設反対署名活動において、安齊寺3町内会88世帯中64世帯が署名した結果に表れたと言えます。

建設反対に公明でなく私意を打ち込んだ市長の政治的責任は重い

今回の特別養老ホーム建設計画が白紙になったことによる市長の政治的責任を問うと、市長は個人として建設予定地の地権者の一人であったことは疑いないが、そのことで市政に混乱を招いたとは考えられない。今回の建設計画は公共の福祉向上のために判断したことであり、必要な建設の建設が叶わなかったことは、大変残念に思っていると述べ、自分には政治的責任はないと答弁しています。昨年9月に副知事職で報道され、12月にテレビ朝日のグッドモーニングで放映される等世帯を聴かせ、多くの市民に理解をかけたにも関わらず、市政に混乱を招いたとは考えられないという発言は、余りにも自分本位の考え方であり、市長としてあるまじき態度ではないでしょうか。

市長「政治的責任はない」との弁

今回の特別養老ホーム建設計画が白紙になったことによる市長の政治的責任を問うと、市長は個人として建設予定地の地権者の一人であったことは疑いないが、そのことで市政に混乱を招いたとは考えられない。今回の建設計画は公共の福祉向上のために判断したことであり、必要な建設の建設が叶わなかったことは、大変残念に思っていると述べ、自分には政治的責任はないと答弁しています。昨年9月に副知事職で報道され、12月にテレビ朝日のグッドモーニングで放映される等世帯を聴かせ、多くの市民に理解をかけたにも関わらず、市政に混乱を招いたとは考えられないという発言は、余りにも自分本位の考え方であり、市長としてあるまじき態度ではないでしょうか。

市長は辞職案に責任を負え、行けない!!

事業者の地元住民に対する不誠実な対応や建設予定地が市長本人の土地であったことが白紙になった主な原因ではないかと市長に質問しました。

市長は事業者の地元住民に対する不誠実な対応を認めたと上で、事業者の対応は遺憾であると述べ、建設予定地が本人の土地であることが地元住民に理解が得られなかったとは参加していないと謝罪を強め答弁しています。このように市長は今回の（仮称）第二郡部の特別養護老人ホーム建設計画が白紙になったことに対する態度は反省もなければ、事業者のみに責任を転嫁しており、行政の長として謝罪されるものではなく悔いがないと言わざるを得ません。

コウノトリの里づくり事業は「令和版 鴻巣市生類憐れみの令ではないか」

去年からの新型コロナウイルス感染症の影響により、世界を始めた日本においてもオリンピック・パラリンピックの1年延期と言う形で表面化しており、本市においても393例の感染事例（4月9日現在）が発生しており、1日も早いワクチン接種が期待されています。

このような状況下で、本市においては令和2年度に2億4,100万円を投入するコウノトリ飼育施設「野生復帰センター」の建設を行い、毎年飼育等実施費に約2,400万円が係ります。さらに環境課より3人の職員が専任することから、年間総額6,000万円を要することが予想されます。コウノトリのお鳥様が何年自由で、重々自由に環境シオンに在り、市民である人間様がコロナ禍で明日の生活も見えない不安の中生きているこの状況は、堪不承だと思わざるを得ません。このコウノトリの里づくり事業が、「令和版 鴻巣市生類憐れみの令」と市内・市外から非難されかねない懸念を持ち、代表質問にて問い質しました。

名実共にコノトリ

コスモスアリーナ建設地に完成したコウノトリの飼育施設の引渡しは3月30日に完了しました。市民が新型コロナにあえぐこの時期にコウノトリ「かよ」と言う人は少ない!

チームコスモスが完成前に施設を視察の当たりした時、あ然としました。なぜなら外壁部分の紙がベコベコで、まこと見取が落ちたからです。本市議員に「なんとかならないか」と言うときも「おどろき」ですからの一点張り。その職員は一方で「自宅の修繕なら納めできないか?」と社員の立場もあつたと記憶しています。2億4,100万円かけて完成した公共施設、一度ご覧になってはいかがでしょうか。

議会と執行部の正常化を取り戻す 動議否決される!

3月22日議会最終日は議案に対する賛決が行われる質疑日曜日が満ちていました。採決の前には議案に対する賛決・賛成の討論が議員個人の発言で発表することが許されていますが、執行部が提出した議案を賛成するような賛成討論を執行部が自ら作成して議員に発表させることなどあっていい筈がありません。民主主義への冒瀆であります。そこで私は議会の信頼を失く執行部に対して本市において現在までこうした事業はなかったんでしょわ!!と喝問したところ答申に答えた後で2時30分閉会が変更されました。その間、心当たりのある議員はどなたも心算だったでしょう。その後、真を言わして動議を提出しましたが、反対議員の賛決により否決されました。「泣く子と地獄には勝たれぬ」と言う事か。

新教育長も市職員定年退職者 チームコスモスは反対

3月定例会において市長より教育長任命の同意案が提出されました。今度も新田副市長、市職員定年退職者を副教育長にしたいとの趣意で、賛決の賛成17、反対6、棄権2で同意されました。チームコスモスは、この議案に以下の理由から反対しました。

教育委員会の所管事項は大きく分けて学校教育と社会教育があります。主に学校教育にあります。それは教育長の多くが県内にもろん全国的にも教員経験者であることからも分かります。教育は専門的な分野であり、現場を十分に知っていることと人脈で優秀な教員を配置できる人的資力を持っているからです。これらの点が児童・生徒の学力並びに教育環境の向上に生かせることになるからです。

あべしんや 議員

札束を懐に入れるのが 入札ではありません！

3月議会では、さまざまな入札結果の発注と今年度計画が公共事業の入札に参加できるのか、また前に押いたままのごみ処理場建設について執行部の姿勢を伺いました。

まず入札結果の発注は定例議会後に議員に入札結果と併せて配付される資料です。その内容は各入札方式の説明と現在の経過が記載されています。しかし、それは事実とは全く違う表記でした。今議会における私の質問で発注した内容の根拠は3年前から所管に実行されてきました。また採点方式入札における開札金額及び採点内容が適正であるかを調査するための基準となる評価点を表記しないとするとどうして評価できない、知られない事実が隠されているように思えてならないのです。

3密は回避・親密にはならないように！

本市Aランクに指定され土壌調査・K工場の異臭処理及び地方税法違反の疑いが発覚しました。しかもその違反の歴史は20年とも書かれています。つまり納税については約30億の増収を20年間免れてきた事になります。さらにK工場は採点方式入札において過去5年間に参加した26件中20件を落札しています。そこで、こんな質問をしました。「たしか市長とK工場の元社長、現在は会長さんですか？ お二人は同級生で極めて仲がよろ



しいとか、もっばらの評判です。20年以上も法令違反が見逃されてきたのもそのせいだと申される方は少なくない。つまり悪者が隠れているんです。預金もそのまましておくわけにはいきません。そうした場合はそれこそ市長が先頭に立って東電汚染水・越後川汚染水をしっかり調査して市民に対し説明責任を果たすべきと考えますが、いかがお考えでしょうか？

すると市長ではなく副市長が審判とに？ 違反は隠さない対応をします。一般論として適正な採点にのります。だって、そもそも適正な採点を採わない者が採金を投入して行こう公共事業の入札に勝つてしまえば良いものか市民の皆様のご意見を是非伺いたいところです。は、大半の部分は議会運営委員会の決定として財本理事委員長・加藤英樹副市長が委員の意向を振りまいた。マジツツか？ 市長をかばうのも理がある！

生きた金の使い方…教えて！

新ごみ処理場建設については、市長は今任期中にどのような日振を目指し、それに向けてどのような計画を立てているのか具体的に伺う？ 審判で21年と昨年10月から新選レベルの地盤合を定期的にに行なっています。ごみ処理場建設に関する検討や意見交換を再開しました。近五ではごみ処理場建設に関する事業費や採点めが決定されるまでの流れについて検討を行ない、議員による協議が開催できる状況まで進めていけるようにします。だって！今さら総務会ですか？ その内容は6年の歳月と6億円の経費をかけて湖岸・行田・北本環境整備組合でやっていたじゃないか。その6億円の経費が全く生かされていない、また金をドブに捨てることになるのかな？ 心配が後を絶たない。

中野あきら 議員

新型コロナウイルス、自宅療養者の生活支援事業は困難

埼玉県では新型コロナウイルス感染症自宅療養者の生活支援として配食サービス、自宅療養中の健康管理、パルスオキシメーターの貸与等の事業を行っています。しかし、自宅療養者からは、事業費の他に日常生活を営む上で支障をきたすことは、外出禁止の中でゴミ出しやアルコール消毒等の買い物ができない点にあるとの声が挙がっています。この点について執行部に伺いました。

これに対し執行部は、新型コロナウイルスに感染された方の個人情報と把握している情報から漏洩が避けられず、現時点での自宅療養者への対応は困難と言わざるを得ないとの答弁でした。

ワクチン接種の医療機関数とワクチン接種の詳細は 個別接種医療機関数40、接種予約はコールセンターで

去る2月16日に行われた議会総務会では、個別接種の診療所等については地味医師会の協力を求めている中であるとの説明がありました。その説明からすでに11月が過ぎました。そこで、3地区別の医療機関数と医療機関名及びワクチン接種方法の経過について伺いました。

これに対し執行部より次のような答弁がありました。医師会がワクチン接



種に同じ市内の医療機関にアンケートを行った結果、40医療機関に協力して頂けることと。しかし、現段階では地区別の医療機関数及び医療機関名は医師会から提供されていません。また、市としてはワクチン接種の対象者16歳以上の105,000人のうち予算措置上、個別接種を96,000人とし、接種人数は40医療機関で1週間に4,500人を見込んでいます。さらに、接種券及び予約券は4月末までに各人に郵送し、個別及び個別接種ともにコールセンターで予約を受け付けることとすることとした。

市道H-73号線の拡張未整備部分、除却水処理設備の今後は 社会福祉法人ごうのとり福祉会側の施工で4月末までに復元

埼玉県特別養護老人ホーム建設の予算では、取付け道路の幅員は最低で6m必要となります。しかし、市道H-73号線は部分的に6mになっていません。そこで、社会福祉法人ごうのとり福祉会に拡張部分を用地買収し施工して、未整備のまま昨年11月30日、市に寄附提供しました。しかし、(仮称)第二種高層の建設計画は白紙となりました。(詳細は後述参照)

そこで、寄附提供を受けた方は、この市道H-73号線の今後の今後どのようにするのか、また、拡張部分の一部にあった農業用水路の築込部分の復旧について執行部に伺いました。

社会福祉法人ごうのとり福祉会と協賛の道路幅員とで拡張の幅員、拡張部分は今のままでも道路に支障がないことから、拡張の後の工費を外し、拡張部分に拡張を要する。また、水路の復元は農業関係者に支障をきたさないようにする。いずれの事業も社会福祉法人ごうのとり福祉会が施工となり、4月末までに完了することの答弁がありました。

羽鳥けん 議員

笠原小学校の廃校後の対応は？

令和4年3月31日にて笠原小学校は廃校となるが、4月からの笠原地区の湖岸中央小学校へ通う児童の対応について伺いました。令和3年度においても笠原地域の指定校は笠原小学校であることから、通学区域の幅員化についての対応とします。その上で湖岸中央小学校を希望し通学する児童に対しては、学校から直線距離で2キロメートルを超えるご配慮を対応に、スクールバスによる登校支援を考慮しており、令和4年度における通学の方針も、現在実施している登校支援の基準等を踏まえた上で、通学料となる月費を対応に登校時だけでなく、下校時においてもスクールバスによる支援を検討しているとのこと。なお、スクールバスによる登校支援の対象とならない児童については、市内の各小学校と連携して通学路を確保して登校することが考えられ、現在検討中の通学路の確保と併せて、歩道の拡充と横断歩道の設置等について、児童の安全確保のため、関係各者と連携を取り進むとの事でした。スクールバスの運行方法について伺うと、現在実施している基準を踏まえた上で、地域内に児童住所が3、4軒程度し、対象となる児童数や通学路の混雑状況・登校時間等を勘



慮し、登校時はバス2台を運行し、下校時は低学年と高学年が異なることから、バス1台を時間帯で運行することを考えているとの答弁でした。通学路における徒歩で通学する児童の安全確保について伺ったところ、笠原地区から湖岸中央小学校へ向かう区間の距離がらびり野交差点までの区間において、県の事業として開始予定の歩道の整備が予定されており、この歩道が通学路として設定された際には、上尾新幹線の高架橋の構造を考慮するための歩道の設置等、児童の安全確保のための関係各者と連携して取り組むとの答弁でした。

少年2人が死亡！大事故の陰に 関係者の知らない事実があった！

2019年12月13日、埼玉県湖岸の県道で4人乗りの乗用車が湖岸地区を大急ぎで走行中、ガードレールに衝突した後、土壌調査K工場の敷地内に突っ込んでいた2人の少年が死亡した。4人乗りの乗用車が湖岸地区で死亡した少年(当時18)の初公判が本年4月14日、さいたま地裁で開かれた。少年は近所内を歩いていた。事件と関係が「事件と関係がはっきり向かい、全てを隠して欲しい」と隠した。そこで聞かれるのは「現場に到着しなければ、まだ生かされる命があったかも知れない」。本当に事件と関係がはっきり向かい合えば少年以外に生かされる命はあったのだろうか。

様々な情報提供及びご指摘をいただき誠にありがとうございます。適正に処理出来ず努力させていただきます。



令和3年7月12日

鴻巣市議会議長 大塚 佳之 様

審査請求代表者

鴻巣市議会議員

氏名

加藤 英樹

鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書の一部訂正について

令和3年6月18日付にて受理されました、鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書の添付書類(鴻巣市議会議員政治倫理審査請求理由)について、下記のとおり指摘事項の訂正を申し上げます。

7月5日に開催されました第1回鴻巣市議会議員政治倫理審査会において、既に議長より当審査会へ付託されておりますことから、同会長にお伝えいただき、次回の審査会時においてお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

記

- ・鴻巣市議会議員政治倫理審査請求理由のうち
指摘事項3

3行目の「令和3年3月22日開催の議会運営委員会の決定」

を「令和3年3月18日開催の議会運営委員会の決定」に訂正

以上

様式第8号(第11条関係)

鴻巣市議会議員政治倫理審査結果報告書(案)

第 号
令和3年8月30日

鴻巣市議会議長 大塚佳之様

鴻巣市議会議員政治倫理審査会
会長 頓所澄江

令和3年6月15日付けで調査請求のあった件について、次のとおり審査結果を報告します。

1 請求内容

令和3年4月臨時号のチームコスモス通信において、鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条(6)(7)(8)違反の疑い。

2 審査結果

議会において発言の取消しが許可されれば、その効果として当該発言は最初からなかったことになる。

それを無視し、会派発行物(チームコスモス通信)に掲載したことは、議会軽視と言わざるを得ない。また、事実と異なる発信により、他人の名誉を傷つけることは許されるものではない。

よって、鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条(6)(7)(8)に対し、違反が認められるという結果に至った。

鴻巣市議会議員政治倫理審査会における審査の経過及び結果（案）

1 審査会の設置

鴻巣市議会議員政治倫理条例第7条第1項第2号の規定に基づき、審査請求代表者加藤英樹議員他12名の議員より鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書の提出があり、同条例第8条の規定により、議長は、令和3年7月5日に審査会を設置し、次の6名の議員を審査会の委員に任命した。

| | | |
|----------|----------|----------|
| 竹田 悦子 議員 | 坂本 晃 議員 | 秋谷 修 議員 |
| 潮田 幸子 議員 | 頓所 澄江 議員 | 金子 裕太 議員 |

2 審査の目的

去る令和3年4月末日、新聞折込された「チームコスモス通信 令和3年4月臨時号」の内容について、
(政治倫理基準)

- ・鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条（6）
市民の代表者として、その品位を損なうような行為を慎み、その職務に関して、不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと
- ・鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条（7）
議員としての発言又は情報発信は、事実に基づいて行うこと
- ・鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条（8）
発言等において、他人の名誉を毀損し、又は人格を損なう行為をしないこと等に抵触するかどうか審査をした。

3 審査の経過

【第1回審査会】

令和3年7月5日（月）、全委員出席のもと第1回審査会を開催し、鴻巣市議会議員政治倫理条例施行規程第4条の規定により、審査会の会長に「頓所澄江委員」、副会長に「潮田幸子委員」が互選された。

その後、「会議の公開・非公開について」、「傍聴の取り扱いについて」、「審査請求内容の報告」、「今後の審査会日程(案)について」協議した。

【第2回審査会】

令和3年7月16日（金）、第2回審査会を開催し、鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書の一部訂正を諮り、承認された。

鴻巣市議会議員政治倫理条例第9条第3項の規定により、審査請求代表者から事情聴取を行った。審査請求代表者から提出された審査請求書及び理由書の内容について説明を受け、委員との質疑応答を行った。

その後、審査請求の適否について審議を行い、当該事案については本審査会で審査するにあたり、適切であるという判断とした。

【第3回審査会】

令和3年7月29日（木）、第3回審査会を開催し、鴻巣市議会議員政治倫理条例第9条第2項の規定により、審査対象者である阿部慎也議員、羽鳥 健議員、中野 昭議員の順番で事情聴取・質疑応答を予定していたが、中野 昭議員の都合がつかないため、阿部慎也議員、羽鳥 健議員から事情聴取・質疑応答を行った。

その後、次回の審査会に野本恵司議員、環境経済部飯塚孝夫部長を参考人として出席要求することとなった。

【第4回審査会】

令和3年8月5日（木）、第4回審査会を開催し、参考人として野本恵司議員、環境経済部飯塚孝夫部長に出席を求め、意見聴取・質疑応答を行った。

【第5回審査会】

令和3年8月18日（水）、第5回審査会を開催し、鴻巣市議会議員政治倫理条例第9条第2項の規定により、審査対象者である中野 昭議員より事情聴取・質疑応答を行った。

その後、鴻巣市議会議員政治倫理審査請求理由の指摘事項ごとに、各委員の意見を聞き、審査会としての意見をとりまとめた。

【第6回審査会】

令和3年8月23日（月）、第6回審査会を開催し、

4 審査の結果

《鴻巣市議会議員政治倫理審査請求理由より》

・指摘事項1（要約）

令和3年3月定例会の阿部慎也議員の一般質問において、議会運営委員会により、不適切な発言として、発言の取消が妥当との結論となり、阿部慎也議員も議場にて発言の取消をしたにも関わらず、コスモス通信に記載している行為は、議会の決定事項を軽視していることに加え、議会に対する市民の信頼を失墜するものと考えます。

鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条（6）（7）に違反していると考えます。

審査結果 ⇒ 鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条（6）（7）に違反しているものと決定

・指摘事項2（要約）

「議会と執行部の正常化を取り戻す動議否決される！」の部分で、コスモス通信では「質問しました」と記載しているが、実際は阿部慎也議員による不規則発言であった。この不規則発言について議会運営委員会が開かれ、不規則発言と認定し、本人も不規則発言と認め、発言の取消を行っているにもかかわらず、あたかも市議会や市執行部が悪いように表現することは、議会決議に対する冒瀆であり、市議会の品位を損ねているものとする。

また、事実とかけ離れた表現をすることはあってはならないものであり、鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条（6）（7）に違反しているものとする。

審査結果 ⇒ 鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条（6）（7）に違反しているものと決定

・指摘事項3（要約）

「尚、太字の部分は議会運営委員会の決定として野本恵司委員長・加藤英樹副委員長が発言の取消を迫りました。」とあるが、発言の取消については議会運営委員会の決定であり、議長応接室にて議会事務局職員の同席のもとで当該2名は決定があったことを伝えたが、迫ってはいない。

「野本恵司委員長・加藤英樹副委員長が発言の取り消しを迫った」という件は、事実と相違し、個人の名誉毀損をしているため、鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条（7）（8）に違反しているものとする。

審査結果 ⇒ 鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条（7）（8）に違反しているものと決定

・指摘事項4（要約）

「札束を懐に入れるのが入札ではありません！」という表現については、市のおこなう入札について不信感をいだかせる不適切な表現と言わざるを得ないが、代表者会議におけるチームコスモス代表の見解としては、「読者には小学生もおり、小学生にとっては入札という用語が理解できないだろうから、入札は札束を入れるものではないというのをわかりやすく表現した」との趣旨の発言をしているが、これは詭弁と言わざるを得ず許されるものではない。

鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条（6）（8）に違反しているものとする。

審査結果 ⇒ 鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条（6）（8）に違反しているものと決定

附 帯 意 見 (案)

鴻巣市議会議員政治倫理審査会は、チームコスモス（羽鳥 健議員・中野 昭議員・阿部慎也議員）に係る審査結果報告書を議長へ提出するにあたり、次のとおり意見を付する。

1 必要と認める措置

議員は鴻巣市議会議員政治倫理条例を遵守し、市民の代表として、その品位を損なうような行為を慎むべきであり、議員として発言又は情報の発信は事実に基づいて行わなければならない。議会の秩序維持に努め、発言等において他人の名誉を毀損し、または人格を損なう行為をしないことを共通認識とし、次の措置を講ずるよう求める。

2 鴻巣市議会議員政治倫理条例の見直しについて

政治倫理基準に違反する行為が存在するという結果となった場合、現在の鴻巣市議会議員政治倫理条例には、議員又は議会として講じる具体的な措置が規定されていない。

今後、条例違反の疑いのある事案に対して、公平かつ適正な運用を図るためには、当該条例に具体的な措置を定めておくことが必要と考える。

3 本会議録画配信における発言の取消しの取扱いについて

発言の取消しがあった場合、その発言そのものが存在しないことになる。よって、本会議録画配信においても発言の取消し（発言の取消し部分の無音声等）ができるよう改善する必要がある。

4 会派発行物への政務活動費の支出について

鴻巣市議会議員政治倫理審査会において鴻巣市議会議員政治倫理条例違反と認められた記事が会派発行物内に掲載されている場合、当該記事部分を含んだ会派発行物について、政務活動費から支出する場合の取り扱いを定めておく必要がある。

5 議員によるハラスメントに類する行為について

今回の鴻巣市議会議員政治倫理審査会の審査項目ではないが、審査を進める過程において議員から職員及び他の議員へのハラスメントに類する行為があったのではないかという疑いが上がった。鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条（9）には、議員の地位を利用したハラスメント行為をしないことと定められている。

議員によるハラスメントに類する行為について、必要な措置を講じるべきであると考える。



2021年8月20日

鴻巣市議会議長 大塚 佳之 様

鴻巣市議会議員 諏訪 三津枝
菅野 博子

鴻巣市議会議員政治倫理審査会
傍聴人 (別紙)

鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書の差し戻し要請書

令和3年6月15日付で鴻巣市議会議員加藤英樹氏を審査請求代表者とし、12名の議員の署名で請求のあった鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書(議員用)の差し戻しを以下に基づき要請します。

記

第1 要請の趣旨

令和3年6月15日に請求された「鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書(議員用)」(以下「審査請求書」という。)は、日本国憲法第21条第1項によって「集会、結社及び言論、出版その他の一切の表現は、これを保障する。」と表現の自由が保障されているにも関わらず、鴻巣市議会議長に表現の自由及び出版の自由を侵害する審査請求書を提出して、憲法第21条第2項によって堅く禁じられているにも関わらず、会派の広報を検閲することで言論封鎖をしようとしています。

議員は、議会外の場において、適法な手段で行政を監視し、是正しようとする行為を自由にできるとともに、鴻巣市議会の事実を広く市民に知らせることは当然のことです。この行為を妨害することは、鴻巣市民の知る権利を脅かすことにもなります。

公文書である審査請求書は全体(理由及び指摘事項)を通して、間違った記載が多々あることは提出前に十分な検証を行ったとは思われず、さらに一部の記載を令和3年7月12日付で「鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書の一部訂正について」の文書を鴻巣市議会議長へ提出しています。このことは、鴻巣市議会議員政治倫理条例施行規定の第9条(審査請求書の補正)に違反しています。

さらに、鴻巣市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)の委員は、審査請求書に署名した4会派による審査請求の対象者への抑圧があるように思われ、審査会の公正性及び中立性が確保できていません。

これらのことから、審査請求書は不適切な内容となっていることを指摘し、鴻巣市議会議長の権限で審査請求書の差し戻しをすることを求めます。

第2 要請の理由

1. 審査請求書は事実に基づかない、ねつ造された公文書であり審査は不当

審査会において審査委員から審査請求理由及び指摘事項1～4について、何度も記載文章の間違いを指摘され、また対象者からも「審査請求の体をなさない」と指摘されているのにも関わらず、審査請求書は不備のまま進行されています。

ア. 請求理由 5行目

〈誤〉「事実に基づく発信を行うことや他者の名誉を傷つける行為の禁止を明確に行ったところ」

前記の文章は、並列助詞『や』を使用していることから、「事実に基づく発信を行うこと」を禁止したという意味となり、公文書にあってはならない文法上の間違いです。これは審査請求書として不適切であると言わざるを得ません。

イ. 指摘事項1 4行目から6行目

「コスモス通信に記載している行為は、議会の決定事項を軽視していることに加え、議会に対する市民の信頼を失墜するものとする。」

阿部慎也議員が3月議会で発言したことは事実であり、発言を議会運営委員会の決定に従い議場にて取消をしたのも事実。要請の趣旨にある通り、鴻巣市議会の事実を経過とともに市民に知らせる行為は議員として当然の行為です。

ウ. 指摘事項2 2行目から4行目

〈誤〉 「阿部慎也議員による不規則発言…本人も認め」

3月22日の議会運営委員会で不規則発言と本人も認定したとしていますが、全くの出鱈目。議事録で確認しても「不規則発言」という文言は一度も出ていません。この日の議会運営委員会では「この討論のなかでは扱わない」と。このようなことに関しては、議会の他の機関で扱うべきであると決定し、野本恵司議会運営委員長が議場で報告し、議会を再開しました。

エ. 指摘事項3 1行目

〈誤〉 「親密にならないように」 〈正〉 「親密にはならないように」

オ. 指摘事項3 3行目

〈誤〉 「3月22日」 〈正〉 「3月18日」

(重要な議会運営委員会日程を間違え、審査会始まってから修正した。)

カ. 指摘事項3 7行目

〈誤〉 「口のきき方に気をつけろ」 〈正〉 「口のきき方には気をつけろ」

対象者の阿部愼也議員の発言として引用されているが、恣意的に印象操作するような文章であり、審査請求理由の範囲を超えた指摘となっています。

キ. 指摘事項4 3行目から4行目

〈誤〉 「読者には小学生もあり、小学生にとっては入札という用語が理解

代表者会議で羽鳥健議員(会派代表)が発言したとする『小学生』の引用は会議録にない文言です。

2. 憲法21条2項の「検閲の禁止」に抵触する重大な問題を事実在即さない審査請求書で議論することが問題である

請求書に、「5月14日に鴻創会、こうのす自民、公明党、かいえんたいの4会派が、金子雄一前議長に『チームコスモス通信令和3年4月臨時号』に対して遺憾の意を示した。」とある。

5月14日に臨時議会が開催され、金子雄一前議長から大塚佳之議長に変わったわけだが、金子雄一氏は前議長として「遺憾の意」を4会派から示されて、大塚佳之氏はかいえんたいとして「遺憾の意」を示していたことになる。

5月28日に鴻巣市長より大塚佳之議長宛に「会派の広報用発行物について」という公文書が発出され、代表者会議で議論が開始され、6月29日に鴻巣市長宛に報告を公文書で提出した。その中で「政治倫理審査会設置の請求」がされたことで審査会にて判断すると報告をしている。

審査請求書に名を連ねているのは、「遺憾の意」を示された前議長、阿部愼也議員の質問をストップした当時の副議長、当時の議会運営委員会委員長、「遺憾の意」を示した会派の代表と議員、審査会委員を任命し付託した議長も「遺憾の意」を示した会派に所属している。これでは到底、公正公平な審査が行えるとは思えません。実際、審査会を傍聴し、あまりにも不当で出鱈目な審査会であると言わざるを得ません。よって、審査請求の差し戻しを要請します。

以上